

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（1）の事業名）	住宅保証基金
法人名	（財）住宅保証機構
基金額（国庫補助金等相当額）	8,658,000,000円（4,130,000,000円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（1）を行っている場合は、その概要）	中小住宅生産者の瑕疵担保責任対応費用や中古住宅の売買に伴う瑕疵の修補費用の保証

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（2））	住宅の売主等による保険への加入等、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための制度整備を検討中であり、制度整備に伴い、必要な措置を実施。
基金事業を終了する時期	住宅の品質確保の促進等に関する法律94条、95条において、住宅の売り主等に構造耐力上主要な部分等について10年間の瑕疵担保責任が義務づけられている。本制度は経営基盤の脆弱な中小の住宅生産者等の適正な保証により住宅取得者の保護等を目的に設置されている制度であり、品確法の附帯決議においても、本制度への公的支援が明記されている。さらに、現在、住宅の売主等による瑕疵担保責任保険への加入等、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための制度整備について法整備を行う予定である。このように本制度は法律を受けて実施されているものであり、また、住宅の瑕疵担保責任の履行の実効を確保するためには、本制度の存続と基金による支援を長期的に継続することが不可欠であり、終期は設定しないものとする。
次回の見直し時期	次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	平成22年度までに、制度を利用する住宅の登録戸数を170千戸/年とする。
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	算出した保有割合は、1.8であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	<p>（算出に用いた方式）</p> <p>保有割合</p> $= \frac{\text{基金残高} \times \text{保証倍率}}{(\text{保証残高} + \text{保証額見込} + \text{管理費})}$ $= \frac{\text{基金残高} \times \text{保証倍率}}{(\text{戸当たり最大保証額} \times (\text{H17年度末保証戸数} + \text{H18} \sim \text{H20保証見込戸数}) + \text{管理費})}$ $= \frac{86.58 \text{ 億円} \times 45}{(32 \text{ 万円} \times (363,278 \text{ 戸} + 306,000 \text{ 戸}) + 739 \text{ 百万円})}$ $= 1.8$ <p>（算出に用いた数値）</p> <p>H17年度末基金残高：86.58億円</p> <p>保証倍率：45倍</p> <p>H17年度末保証残高：戸当たり最大保証額 × H17年度末保証戸数 = 32万円 × 363,278戸 = 116,249百万円</p> <p>保証額見込：戸当たり最大保証額 × H18～20保証見込戸数 = 32万円 × 306,000戸 = 97,920百万円</p> <p>H17年度管理費：739百万円</p>
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）
その他	

- （1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。
- （2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）
- （3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。